

令和八年度

# 施政方針

女川町長 須田善明



令和八年度一般会計予算案並びに各種特別会計予算案を提案し、その御審議をいただくに当たり、議長のお許しをいただき、所信の一端と施政の大綱、並びに今後の政策運営に当たったの考え方を申し述べます。

一年前にこの場で施政方針を述べた際、今となっては前政権となりました石破政権の発足について触れましたが、まさか一年後にこれだけの変化が現れるとは思ってもみませんでした。先の衆院選では自民党が歴史的な大勝を果たしました。中道改革連合の成立が左派・リベラル票の行き場を小選挙区において失わせたことはその一つの要因ですが、結果から見れば高市政権が有権者からの信任を得た、ということになるでしょう。私自身は政治家としてはどう見ても保守系に分類されると思いますが、そういう立場からすればこの結果を前向きに捉えてはおりますが、自治体の長という権限を持つ為政者としての立場からすると、ここまでの一方的な結果に対して少々心配もあるのが率直なところです。政治決定には果断さはもちろん必要であります

が、強い政治基盤であるからこそ権限の行使に当たっては慎重さも求められます。政策意思決定とその遂行に当たってはスピードとともに国会議論を通じた国民との対話を重んじた政権運営を期待するところ です。

ここまでの本町の一年間を振り返りますと、女川原子力発電所の使用済燃料への課税条例の制定、また乾式貯蔵施設の建設同意など重要な意思決定もありましたが、各種施策推進に対しまして町民皆様の御理解と御協力のもと進めることができました。それに当たっては町議会議員各位より様々な場面で御助言や御提言を賜ってきたところであり、厚く御礼を申し上げます。本年は皆様御承知のとおり町制施行百周年を迎える年ですが、その前年として、プレ事業を行うなどしながら機運醸成とそれによる地域活性化を図ってきました。また、従前からの取組や着手中の事業に加え、町による試験養殖など地域の将来を見据えた各種施策を新規にスタートしております。物価高騰対策としては国の補正予算による国からの財源に加えて倍以上の額の

町単独費を計上し、町民の生活支援とともに町内事業者支援に対応してきたところ です。これらの取組を受けての令和八年度の事業とまちづくりであり、先々へ向けても大切な年度になりますし、そうしていかなくはなりません。取り組む一つひとつのものが将来への礎を成していくのだ、という意識の下で組織全体として取り組んでまいる所存です。

まず、町制施行百周年に関する取組について述べます。

来る四月一日、本町は町制へと移行してから満百周年を迎えます。

明治二十二年に発足した女川村が大正十五年四月に女川町となったわけですが、この村制時代も含めて一度も行政区域が変わらないままこの大変大きな節目の年を迎えることに大きな感慨を覚えます。この間には先の大戦や東日本大震災に代表される幾多の試練がありました。が、そのたびにそれを乗り越え新たな未来を切り拓いてきた先人の歩みがあり、その連なりの先に、今を生きる私たちがいます。感謝の念を抱きながらこの先の未来につなげていく、そのような百周年の年

にしていきたく存じております。記念式典は六月二十一日の実施としました。

この百周年となる令和八年度に記念事業をはじめ各種事業を進めていくに当たって、その通底するテーマとしては「結って生む」ということを念頭に置いていきます。地域社会が前向きに進展していくためには、新しい価値や取組が生まれ続けていく必要があります。大震災からの復興期、私たちは様々な場面でその当事者や目撃者となってきましたが、振り返れば、先人の歩みも、本町の歴史自体も正にそのようにして紡がれてきました。地域の内と内同士はもちろん、内と外、更にはこの地を媒介として外と外がつながることによって新たな価値が生まれ、変化することを恐れず、その時々々の波にしなやかに対応しながら、時代の壁を乗り越えてきた先人の歩みであり、女川に息づく精神性を生み出してきたように思いますし、それは今を生きる私たちにも流れているのだと、震災からの道のりを振り返るとき改めて思うのです。百周年を超えた先の未来を考える時、このことが最も重要な要素の

一つであると考えています。加えて、大震災からの復興後、コロナ禍もあり、ここに生きる者同士が大震災からの歩みを労い合うオフイシャルな場が作れていませんでした。これまでの歩みをお互いに確認し合い、またこれから先へと向かう舞台設定をしたいという考えはこれまでの議会答弁などでも表明してきたところです。この内と外の両方のつながり合いを生む場として各種の百周年関連事業を展開し、将来へ向けたより多くのきっかけづくりをしていきたく存じます。

その事業の内容ですが、基本は、おながわ四季のまつりをはじめとする各種既存事業のボリュームアップを基軸としつつ、新たに主要記念催事の一つとして、運営自体は外部委託となりますが、町が主催し町民は無償参加できる、フェス形式での大型音楽イベントを実施すべく準備をしています。この意図の一つとしては、過去は外部主催による最大でも五千人規模であった音楽イベントを一万人規模で実施してみることで、今後の同種イベントでの町内施設活用の可能性を探る、ということがあります。詳細は今後となりますが、様々な年代

が楽しめる方向で検討中です。また、町内各団体などの記念事業実施の支援や場の提供を行い、地域内外の集客とにぎわいの形成を図ります。これら集客イベントとは別に、これまで様々に復興支援を頂いた皆様を対象に、女川を訪れていただくと感謝の意として商品券クーポンを贈呈するという内容で来町を促す御案内を出させていただきます。これだけを理由に女川に行く、とはならないとは思いますが、来訪いただくきっかけの一つには間違いなくなるものと考えており、これまでのつながりの再醸成を図れるよう努めていきます。更には、令和六年度まで企業からの寄付金を財源に実施していた各行政区での飲食を伴う地区行事への補助金と同様な使い方もできる、自由に使える交付金を数年分まとめた形で交付します。これら全体の取組を通じて、地域内外のたくさんのつながりを新たに、また再び結って、これから先の新しい可能性や価値の萌芽が多く生まれるよう、町内外の皆様と共に取り組んでまいります。

この他の百周年記念事業としては、町民一人当たり二万円分の配布

型商品券事業を実施し、お祝いだけでなく町内経済の循環の向上も図ります。また、百周年を一つのきっかけとして、各公共施設・空間の商業的利用を促すことでの経済活動の刺激を目的とし、一部町内施設の商業利用時使用料の減免を試行し、利用状況によってはその拡大を図ります。また、百周年事業として実施すべきと判断される提案が今後あれば、場合によっては補正予算措置を図っていきたく存じます。

ここからは各分野における主要施策について述べてまいります。はじめに基幹産業である漁業水産業についてです。

いわゆる黒潮大蛇行が収束したとされ、主要漁業種のいくつかは近年の不調からやや回復したものの、海水温の上昇は経年的な傾向としては止まるものではなく、今後も上昇基調で続いていくものと見られ、そのことを前提とした対策が今後も模索されなければならぬ状況は変わっていません。高水温化対応に向け、本町では新養殖種としてマサバの試験養殖を決定し、令和七年度は資材購入を行い、

令和八年度より実際の試験養殖に入ります。成魚サイズになっても実際に市場へ出荷することはありませんが、そのサイズまで成長するのは令和九年になってからと見込まれます。成長段階に合わせた飼料の変更など、様々に工夫しながら、本町海域で実際に商用養殖すること念頭に、モニタリングを実施しながら課題の整理やメリット・デメリットの把握に努めていきます。また、トリガイや三倍体カキなど民間主体による新たな養殖・種苗生産への取組を引き続きサポートしてまいります。この他、既存養殖種における養殖方法の改良による高水温化対応策も検討していきます。高水温化の影響は全国各地で同様に起きていますが、九州のある地区の鮮魚養殖では生簀にスカート状の幕を張ることで、水温上昇を抑え生残率が向上した事例があり、このような事例を収集しながら、本町においても展開できる取組を模索してまいります。

商工観光業ですが、関係する各種の百周年関連事業とともに、昨年に引き続き今月二回目の実施となります。清水地区の山林を中心に

最長で百マイルを走るトレイルランの大会や、これも昨年初開催されたマッシュホールディングス様とグローブライド様との共催となる「海と釣りとファッションの祭典」が秋シーズンに予定されるなど、本町の環境を活かしたイベントや取組が令和八年度も数多く行われます。整備を進めてきました女川漁港内でのプレジャーボートのビクターバースが本年六月までには供用の見込みであり、周辺各種施設と連携しながら海業推進の側面からも観光振興を図ります。

関連して出島振興について触れます。まず出島の配石遺構群、いわゆる出島ストーンサークルについては地元から調査整備要望が出され、町議会からも町行政側に対し意見書が出されていきました。これを受け、教育委員会部局とも協議したところ、本格的な発掘調査となりますとかなりの長期間と費用を要するため、東北大学等学術機関にも相談しながら、試験的な調査と周辺環境整備から着手してまいりたく存じます。駐車場などの具体的な施設整備については環境整備を行います。また、地元資本による観光関連施設の整備

が既に着手されていますが、出島の環境を保全しつつも活かしていく取組は行政的にも歓迎するものであり、今後の整備の進展に対しても町としてサポートしていく所存です。インフラ面が検討される場合も町として善処してまいりたく存じます。

次に、原子力を含む防災と道路行政についてです。

現在、国により直轄権限代行業として進められている国道三九八号石巻バイパス沢田工区の整備ですが、関係地権者との交渉も段階的に進捗され、現時点で工事用の乗り込み道路の発注がなされました。用地交渉は国において引き続き進められますが、町としても関係者へのフォローアップを行いながら、今後も円滑に事業進捗が図られるよう取り組んでまいります。県に対しては、この石巻バイパス整備も含め県道女川牡鹿線や北浦地区の国道改良要望も継続して実施してきたところであり、「宮城県土木・建築行政推進計画」における道路部門の個別計画である「宮城の道づくり基本計画」に一部区間の道路改良が事業候補箇所として掲載されております。ただし、改良が全面

的に進むまでには相当な長期間を要することが見込まれているのも現実です。これらなどの路線についても言えるのは、いずれも本町にとっては基軸となる日常の生活幹線道路であり、産業道路なのであって、殊更防災面だけを理由として特化した整備要望をしてきたわけではありません。しかし防災面で、特に原子力防災上、万が一原子力災害が発生した際の防災インフラ、とりわけ道路インフラの整備改善は、避難行動の更なる円滑化を図る上で求められるものであり、整備改善がなされ続けていくことと、その早期化が必要です。このような観点から、県へ要請するばかりでなく町単独でも可能な取組は行っていくことが必要と捉え、事業規模は国県事業よりは小さいものとはなりますが、北浦地区の一部路線での道路改良の概略設計を行うものです。参考として、町事業で整備し、その後県管理に移管した五部浦第一トンネルの事例が本町にはあります。今回は一般県道ではなく一般国道でのものであり、また国の補助事業を活用した場合に移管が可能かどうかなどの課題整理は必要ではありませんが、県事業

の後押しをするという側面も含め、基幹道路改良全体の早期進展を図るために町としてできることに取り組んでいきます。この他、町道浦宿十七号線の改良事業など、地区間をつなぐ狭あい道路の改善を図っていきます。

県が令和四年に公表した最新の津波浸水想定において、最大波クラスの津波が来た場合には復興整備した高台団地のいくつかで浸水が予想されることとなったのは御承知の通りです。このため、万が一のための備えとして、当該各団地における避難退避のための施設やスペースの確保について検討を行ってきたところでありますが、令和八年度は野々浜地区において避難スペースの整備事業を行います。他地区についても検討を継続しており、準備が早まれば補正予算対応しながら整備を継続してまいります。

次に、生活環境や自然環境の維持向上についてです。

はじめに一般廃棄物収集について述べます。現在、家庭ごみをはじめとする可燃物については、広域二市一町で構成する一部事務組合に

て焼却処理をしていますが、現在の焼却炉の耐用が今後難しくなることから、焼却炉の新設へ向けた検討がなされてきました。当初は現在の焼却処理能力と同等規模での新設案が検討され、令和八年度から具体的なスケジュールに入る予定でしたが、昨今の資材費、人件費の上昇による建設費高騰の影響で、令和四年度に公表された建設費の試算を著しく上回る見込みとなりました。このような情勢を踏まえ、そもそもの廃棄物排出量の抑制などの対策やそれを踏まえた焼却炉のダウンサイジングなど、見直しの検討を今後行っていくこととなっています。また、建築に当たっては国の補助を活用することとなりますが、それに当たっては家庭ごみ収集の有料化などが条件となっております。二市一町で足並みをそろえていく必要もあります。この有料化ですが、そもそも補助金獲得のためではなく、排出量に応じた負担の平準化と排出量自体の抑制のための施策として多くの自治体で実施されており、本町においてもその導入については早晚判断すべきものでありました。住民負担の方法としては排出用の指定ごみ袋の購入の形が一般的で

あり、現在本町のごみ袋を購入いただいている世帯にとっては余り違和感がないのではと推察します。具体的な展開は今後の検討によりますが、広域での議論で二市一町での協調を図りながら、新焼却炉対応と併せて検討をしてみたいです。ごみの減量化ということでは、リサイクル促進やそのための不燃物の分別回収の充実強化も必要です。不燃廃棄物については段階的な分別の細分化を進めていきます。本年十月よりペットボトルラベルなども含むビニール類の分別を始め、その後も段階的に分別の強化を図っていきます。町民皆様の御協力をお願い申し上げます。

その他の広義的な環境施策について、まず有害鳥獣駆除、特にシカの駆除後の対応ですが、その処分については、食肉用などに活用されるかなで捕獲されたごく一部の個体を除き、埋設処理にてこれまで対応してきましたが、それも限界に近付いており、臭いなどの影響もあることから、令和九年度供用を目途に処理プラントの導入を検討しております。当初予算には計上できませんでしたが、準備が整い

ましたら補正予算にて設計その他の予算を計上していきたく存じます。

再生可能エネルギーの利用促進については、従来の太陽光発電設備導入への補助について、一件当たりの補助枠を最近の設置サイズを鑑み拡充するとともに、蓄電池設置にも補助対象を拡大します。なお、私の今任期の公約として掲げていた、窓のトリプルサッシ化などによる住宅の高断熱化支援については、国において令和七年度は二百万円、また令和八年度も額は減りますが百万円を限度としての補助メニューが用意されました。大きな額の支援が国から行われることを踏まえ、町としてのメニュー化は一旦控えることとしました。今後の国の動向によっては再検討していきたく存じます。

続けて、町民生活に身近な各分野について述べます。

まず地域内交通です。大震災後の生活環境の激変により、仮設住宅期は各団地を結ぶバスを復興予算で、それ以降は国の補助事業にて町民バスを運行してきました。この町民バスも、循環型や路線型など、利用者ニーズも受け入れながら様々な運行形態を積み重ね、現在のの

形に至っております。多くの意見がある中で、今後より住民の移動の自由を確保できる公共交通の在り方を住民参加で検討していくべく、町としてモビリティ研究会を立ち上げ、これまで議論や視察を通じて検討を重ねてきました。その一つの成果として、デマンド型のバス交通システムを令和九年度から導入すべく準備に入ります。一番のネックは予約や運行を管理する主体が不在だったことでしたが、研究会を通じて受皿のめどが立ったことから具体化を図ります。震災前のデマンドタクシーのようなドアトゥドアとまではいきませんが、例えば各行政区内のごみ集積所単位など、だいたい細やかな運行が可能となり、個々のニーズにも一定以上に対応できるものと考えております。詳細は今後詰めていきますが、システム導入や運行者の決定などを新年度内に進めていきます。

離島交通では、現在ののしまなぎに代わる現在建造中の新船が令和八年七月の就航を予定しています。本船の建造に当たっては、サイズや機能などについて利用実績に合わせた厳格な対応を国から求められ

る中で、江島住民の方々とも考え方をすり合わせながら整備を行って  
きました。正直申し上げまして、国や県の支援は先細りになる傾向が  
伺えますが、離島航路は島民にとって道路や鉄道と同じであり、なく  
すことはできません。就航後の利用促進や島民の負担軽減策を講じ  
ながら、航路の維持に努めてまいります。ビジターバースの供用後は、  
プレジャーボートなどの観光面だけでなく、定期航路利用者において  
も乗降時の安全性向上が図られることとなります。これらの利活用  
促進も図ってまいります。

保健医療関係についてです。町民の健康増進と保持、そして病気の  
早期発見を図るべく、これまで歯科医療も含む検診の充実へ向けて  
順次対象を広げてきましたが、新年度からは女性の骨粗しょう症検診  
と五十歳以上を対象とした胃内視鏡検診を始めます。このうち、  
胃内視鏡検診は、集団検診を仙台市の宮城県対がん協会に委託し、  
その他の検診と併せ、病気がある場合の早期発見につながるよう、  
利用勧奨を行ってまいります。

国民健康保険と介護保険ですが、どちらにも現在の計画期間の最終年度を迎え、それぞれの次期計画の策定に入ります。まず国保ですが、御承知の通りいわゆる国保の都道府県化がなされ、世帯人数等の条件が同じであれば同一県内のどこに居住していても保険料（税）額が変わらない、という保険料（税）の統一が今後なされます。令和八年度には第一段階として県下各市町村で納付金水準の統一がなされます。例えで言うと、仮に本町で高額医療費が急増したとして、従来はその分だけ本町の納付額が増えましたが、今後は県全体で平準化されます。次の段階として令和十二年から保険料（税）額の統一を行い、令和十五年には完全実施する、というのがその流れと全体像になります。このことは昨年の施政方針でも述べたところですが、本町の現在の保険税額からすると、県平均と比較して低い額であるため、統一にはどうしても保険税額を上げる方向でしか調整できません。この際の自治体の裁量の有無などは今もはっきりしておらず、今後の調整に委ねられている状況は変わっていません。他方、介護保険ですが、

特別会計内の準備基金を活用し介護保険料の急激な上昇の抑制を図ってきたところ、当初の見込みよりは基金の延命が図られてきてはおります。しかし、全体の給付と負担の推移から、給付総額の持続的な低下でもない限り、保険料の上昇は抑制的にはあっても避けられない見込です。このような現状に立った上での次期計画策定となります。国県の動向を注視しつつ、各自治体間での認識や情報の共有を図りながら、適切な対応を図ってまいります。

医療については、国レベルでの大きな文脈で言えば、二〇四〇年の医療提供体制を見据えた新たな地域医療構想の方向性が厚生労働省から示され、具体的には在宅医療や医療介護連携を進めることと地域包括ケアを推進し、医療人材のマンパワー不足の一方で増大する高齢者医療に対応できる体制を作っていくことが今後求められてきます。本町や二次医療圏に目を転じた場合、本町内での各主体の役割自体については大きく変わってくるということにはならないと思われませんが、在宅対応や医療福祉の連携についてはより深化を図って

いくことが求められてくるでしょう。今後検討していくこととなるであろう地域医療センター及び福祉センターの将来的な移転については、このような視点も不可欠になってきます。新年度においては、国の医療政策の方向性を踏まえての認識合わせやその前提となる議論の材料を現在の指定管理者である地域医療振興協会と共有整理し、将来へ向けての土台作りに入っていきたいと存じます。

上下水道の関係ですが、特に上水道については近年様々な事象が発生しました。昨年は江島への送水管の破損により上水道の供給ができなくなり、原因調査の一方で離島での生活水と飲用水を確保しなければならぬ困難が発生しましたが、島民と関係事業者の協力により何とか乗り切ることができました。現在は破損部分を特定し、仮復旧を終えております。実施可能となった段階で本復旧を図ってまいります。また、一昨年、北上川からの取水となる鷺神浄水場において、近年の気温上昇により、一つの規制対象物質について浄水後ほんのわずかではあります。規制値を上回る現象が発生し、給水に

支障を来たしました。気候変動の影響は今後も続くものと思われ、それに応じて同様の事象が今後も発生し得ることから、鷺神浄水場に活性炭による除去装置を設置することとしています。令和七年度内に設計業務を終え、令和八年度に工事発注を行い、二か年度で建設を行います。

これらインフラの問題とともに、企業会計上の財務諸表適正化という問題もありました。議会や監査委員皆様には御迷惑をおかけし、改めてお詫び申し上げます。貸借対照表等の適正化はほぼ完了し、今後正確な会計処理に努めてまいります。これによって、以前から申し上げてきた上水道料金の見直しについて、議論検討の前提が整う状況となりました。令和八年度から、今後の検討の材料となる点について取りまとめを始め、しかるべき時期に議会にもお示しをし、議論していただける環境を作ってまいります。

次に教育と子育て支援についてです。

前回の町議会定例会で表明しましたように、令和八年度から小中学

校の給食費及び保育所における給食費・副食費の無償化を実施します。この学校給食費無償化について、私自身の考え方の根本は従来と変わってはいません。学校給食法に材料費の受益者負担が明記されている以上、そこが基本線である、ということであり、これを変更していくには国の姿勢や方向性の変化が重要だ、ということなのです。そういう中で、国において高市政権の誕生とともに連立政権の枠組みの組み換えがあり、政策協議の結果に基づき、少なくとも小学校の給食費については設定単価の議論はあるにせよ国が主体的に負担していく方向が明言されました。これは大きな方向性の転換です。これにより、将来のどの時点かは別としても、国による中学校までの無償化の可能性も開けたのであって、そうだとすればそれを待つことなく先行して完全無償化を実施していこう、という判断に至ったものです。最終的な国県からの財源措置はまだはっきりしないところがありますが、仮にこれが先延ばしになっても無償化自体は実施していきます。また、一食当たりの材料費についても現状を鑑み単価を上げました。「無償

化されたら給食がシヨボくなくなった」というようなことにはならないようにしますので、御安心いただければと存じます。

保小連携については、幼児年代からの教育的アプローチと義務教育段階へのスムーズな移行、また設置者側として教育委員会部局と保育側の理念の共有という視点から行ってきました。令和九年度には認定こども園が開設されますが、それまであと一年しかない、という言い方もできます。建設の進捗は現在のところ予定通り進んでいますが、運営についても教育委員会部局と連携しながらしっかりと準備を進めてまいります。こども園と一体で整備している社会教育施設の整備状況については、若干の遅れが出ている状況です。これも令和九年度の供用予定ですが、全体に影響があるような事象が出てきた場合はこども園を優先して整備を進めていきます。この他、従来取り組んできた施策に加え、放課後児童クラブのお盆時期の開設などを行い、教育環境の充実とともに子育て世代が働きやすい環境の構築にも努めてまいります。

その働きやすい環境という点ですが、一年前の施政方針でも述べましたように、子育て支援については給付や負担減、働き方に対応したサービス提供による子育て世代が働きやすく子育てがしやすい環境づくりとともに、性別を問わず働きやすく働き甲斐のある環境づくりが重要であり、そのための取組が求められますが、まだ具体的な動きは取れておらず、メッセージの投げかけに止まっております。男女共同参画に関する条例も、制定へ向けた準備はしつつも提案するまでには至っておりませんでした。これらをきちんと進めることで地域社会全体のテーマとし、町内事業所等とも認識の共有を図りながら、しかるべき社会環境づくりに向かえるよう取り組んでまいります。

最後に組織運営について述べます。

本町では町職員の職務の級において六級制を採用してはいますが、県内の二十一町村のほとんどで現在は七級制を採用しており、六級制のままなのは本町を含めて四つの町しかありません。どの制度を採用しているかは各自自治体それぞれに経緯があるところではあります。

一般論として、公務員給与の性質を考えますと、同様の自治体との均衡を図る必要があります。このことは職員採用のことを考えても考慮されるべき点です。また、令和六年の人事院勧告では、管理職級の給与体系については職責を重視し、昇格により給料を上げる仕組みを求めています。これらを踏まえ、本町においても七級制を導入すべく準備を始め、令和九年度からの制度移行ができるように進めてまいります。

D Xの推進ですが、自治体情報システムの標準化・共通化については移行対応が完了したものの業務やサービスツールの向上や効率化といった面ではまだまだこれから、というのが現状です。理由の一つには、専門性を持った職員の数が求められるタスクの量に対して圧倒的に不足している点があります。また、日々の業務の在り方が変わることでその先にあるサービス品質の向上にもつながるのだ、という変化への意識を、組織全体としてより涵養していかななくてはならない、という面もあります。もちろんそこには、あるサービスがあったとして、

その量が決して多くない場合に対し、導入コストをかけてでもやるべきなのか、というある意味で公務員として正しい感覚が働いている部分もあるでしょう。他方、社会全体としては各種のサービス申請と結果がウェブ上で完結するものばかりとなってきたており、ユーザー視点で考えるならば、デジタル処理で物事が完結するのが当たり前の世界となりつつあります。この辺り、両者を天秤にかければ小規模自治体としては難しきはありますが、少なくとも標準的なサービスについては時代の趨勢に合わせていくべきでしょう。連携協定を結ばせていただいているPWCコンサルティング合同会社からの助言を得ながら、場合によっては外部人材も活用・採用しながら、DX対応のスピードを上げていくよう努めてまいります。

以上、令和八年度予算編成に当たったの各政策分野の考え方や主要施策について述べてまいりました。詳細は予算の要旨をご覧いただきたく存じますが、一般会計の予算規模は百二十六億八千六百二十万円で、三年連続前年度を上回る規模となりました。これまでも申し上げ

てきましたように、本町の財政については、現在十分以上に安定した状況にあるものの、主要財源である女川原発由来の償却資産課税が減少局面に入れば、現状の歳出規模は維持することは当然に困難になります。また、これは国県にも言えることですが、税込額について見た目自体は増収になっている場合にしても、ここにはインフレの影響も当然あり、例えば「税込額は増えているけれども、各コストの上昇により事業の発注本数は変わらないか、むしろ減る」ということも十分にあり得ます。ともあれ、いたずらに財政緊縮を図る必要は当面ないが、将来へ向けた体質転換は引き続き図っていかなければならない、というのが本町財政の現状と言えます。これまで、過年度において全部局での事務費のシーリング、また令和八年度予算編成では総務課に限定してですがキャップ制を試行しました。それぞれに節減実績は表れているものの、現下の物価上昇局面を考えればそれにも限界があるでしょう。加えてその時々求められる新規の事業も発生してきます。既存事業について中長期的な視点に立った検討や

統合新設・改廃の姿勢は常に求められますし、これまでも、また本日も申し上げた水道関係事業や各種保険など、財政状況の如何を問わずサービスが継続されなければならぬものについては、負担抑制を図りつつではあります。負担の適正化とその仕組みづくりを行っていかなくてはなりません。余力のある今のうちから、将来を見据えた財政体質の構築に向けて継続的に取り組んでまいります。

さて、冒頭で国政選挙の結果について触れましたが、この結果の大きな背景には、我が国の現状とそれを取り囲む世界的な情勢が作用しているだろうということは誰もが理解するところでしょう。丸四年を超えたロシア・ウクライナ情勢、米国トランプ政権を代表的に広がりが見られる自国第一主義の台頭、中国の覇権主義的行動の拡大、数えればいくらでも国際的緊張の種が出て来ますし、今や中国が米国にWTOなどの国際貿易の枠組みの重要性を説くというシニョールな時代です。冷戦を超えてグローバルイズムが拡大していったとき、誰が今のような国際情勢を予想できたでしょうか。今日ではいくつもの

主要国が野心を露骨にむき出しにし、新たな秩序を打ち立てようと世界秩序の書き換えを迫ってきます。我が国や欧州各国はその中でも穏健派と言っていていいでしょう。この荒波の中で我が国も様々な決断や意思決定を求められます。予見性が乏しく今後の変化が読めない時代だからこそ、その荒波の中でも地に足を張る揺ぎ無い国家としての力強さやぶれない姿勢が求められるのでしよう。

翻って私たちの日常を見る時、これらの情勢は様々な形で降りかかり、また影響を与えます。その多くに対し、私たち一人ひとりが直接手を出せるものはありませんし、止めることや変えることに対しても無力かもしれませぬ。しかしそれでも私たちはその中を生きていくのであり、生きていかなければなりません。そして世界情勢の荒波がどうであらうと、少なくとも私達自身の手でできることはあります。自分たちが生きていく地域社会を自ら作っていくことです。別な言い方をすれば、一人ひとりの日常や暮らしの舞台である地域社会は、ここに暮らす私たちにしか作れないのです。もちろんそこには、今を生きる

私たちだけでなく、今の私たちの在り方を作ってきた先人の歴史があります。時代の波や試練に変化することを厭わずに対応し次の扉を開く、何があっても流されなかった、今も女川の地と私たちに息づく精神性です。そして、これから生まれてくる世代や新しくこの地に生きる人々とつながり合う未来があります。内に外に結われたつながりから新しい何かが生み出される、またそうすることです。新しい結い、また生まれ連鎖していく、これも私達自身がこの十五年間で幾度も経験してきたものです。そのような未来につながるよう、たくさんのきっかけを生み出すこととなるこの一年、令和八年度を大事にしていきたく存じます。そのためにも常々申し上げておおり、個人団体を問わない多くの主体がプレーヤーとして参画しながら、公と民が連携し、それぞれが目標に向けた役割を果たしていく「チーム女川」としてのまちづくりを推進しますとともに、今任期も後半戦、任期を頂戴するにあたり掲げた「もっといい女川（まち） もっといい未来」を皆様と共に描けるよう、地域の一員として、また長として

引き続き力を尽くしてまいります。

町議会並びに町民皆様の御理解とお力添えを心よりお願い申し上げます、  
所信といたします。



# 令和八年度各種会計予算の要旨



## 町制施行百周年記念

令和八年度は、町制施行百周年という大きな節目の年であり、先人から受け継いできた本町百年の歴史に感謝し、全町を挙げてこれを祝うとともに、まちの魅力を広く町内外に発信し、更なる発展を目指すことを目的として町制施行百周年記念事業を展開してまいります。

一年を通して各種記念事業を実施してまいります。主なものとして、六月には町制施行百周年記念式典を開催いたします。また、おながわ四季のまつりや町民音楽祭等の各種事業を町制施行百周年記念の冠事業として内容を拡充して実施するほか、新規事業として、大規模な音楽イベントや大運動会等の開催も予定しております。

さらに、町制施行百周年を祝い、全ての行政区に対し地域活動の一層の推進を図ることを目的として、地域活動交付金を交付するほか、町民団体が自主的に企画実施する事業に対し、町民提案事業補助金を交付し、地域の更なる活性化を図ってまいります。

また、町制施行百周年の認知度の向上や、周年期間中の来町者の増

加を図るため、各種広告媒体による情報発信に取り組んでまいります。

## 生活環境

本町においては、社会環境の変化への対応や本町の地域課題の解決に向けて、公民連携によるまちづくりを推進しており、これまでも公有地を活用した事業展開や指定管理者制度による公共サービスの提供など、民間の知識、技術、資源を活用し、効率的かつ効果的なまちづくりの推進に取り組んでまいりました。引き続き多様な主体と連携する中で、地域の課題解決を図ってまいります。

また、これまでの公民連携の成果を、更なる活動人口の創出促進へとつなげるため、新たな事業展開を志す方々に対して、町内での実践的な活動を通じてステップアップできる環境を整えてまいります。併せて、女川町民会議をはじめとした一人一人の小さな挑戦を後押しする機会を創出し、伴走型の支援を継続するとともに、多様なプロジェクトへの参画を促すことで、町内外の意欲ある人材が、町の活性化

に主体的に関与できる仕組みを構築してまいります。

プロモーション事業については、デジタルとリアルの双方を掛け合わせた多角的な施策を展開してまいります。首都圏等における交流機会の創出や民間企業との連携による戦略的な広報活動、多様なメディアを活用した情報発信などを通じ、町の魅力を全国へ多層的に届けることで、女川ファンの獲得と将来的な活動人口の裾野拡大に努めてまいります。また、ふるさと応援寄附事業を戦略的に活用し、地場産品の高付加価値化や返礼品開発を通じた新たな価値・ブランドの創出に強力に取り組んでまいります。

移住定住対策については、定住促進事業補助金、民間賃貸住宅空室支援金、空き家バンク活用促進奨励金等を継続し、本町への移住、定住を希望する方々や、世帯収入の増加などで町営住宅から退居せざるを得ない方々などの住まいの確保を引き続き支援してまいります。

また、人口減少及び地域の担い手づくりという課題に対応するため、国が推進する地域おこし協力隊制度を活用し、都市部から若者を中心

とした人材を地域全体で積極的に受け入れることにより、地域課題の解決や産業の活性化に向けて取り組むとともに、任期を終えた地域おこし協力隊員の定住につながる取組への支援を一層推進してまいります。さらに、石巻圏域定住自立圏形成協定に基づき石巻市及び東松島市との広域連携による移住定住促進事業を展開するとともに、町公式ウェブサイト、鉄道車両、SNSなどの各種媒体を活用した情報発信やオンラインによる対応など、移住定住対策の更なる充実強化に努めてまいります。

復興事業により整備された未分譲宅地については、適切な維持管理に努めるとともに、町公式ウェブサイトを活用して空き区画を周知するほか、宅地購入や借用希望者に対してきめ細やかに対応し、宅地の分譲や貸付けを引き続き推進してまいります。また、震災で被災している旧御前分校の解体工事を行い、被災した町有地の利用を進めてまいります。

町道については、浦宿十七号線道路改良工事の用地買収に着手し、

狭あい道路の解消など防災機能の向上と住みよい環境づくりに向けて改良を進めてまいります。

広域道路ネットワークについては、国道三九八号石巻バイパス沢田工区が国の直轄権限代行業として令和四年度に事業化され、用地買収が進んでいることを踏まえ、引き続き国及び県と連携し、早期整備に向けた取組を鋭意進めてまいります。また、町内の国県道については、宮城県土木・建築行政推進計画に基づく道路改築事業が計画されておりますが、国道三九八号桐ヶ崎地区から指ヶ浜地区までの区間は、依然として狭あいで急カーブが連続し、交通上の安全対策が喫緊の課題となっております。しかし、この区間は、大規模な事業となることが予想されており、牡鹿半島を含む道路整備の計画を考慮しながら、検討を進めていくとされております。つきましては、より一層強く県に要望する必要があることから、原子力防災の緊急性に鑑み、町においても避難道路の在り方を検討するため、当該地区の概略設計を実施してまいります。

都市計画については、令和七年度に策定した景観計画の運用を開始し、良好な景観の形成を図り、誰もが誇りを持てる魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

汚水排水対策については、引き続き公共下水道と浄化槽の適正管理に努めるとともに、未接続世帯に対する啓発活動を行い、普及率の向上を図ってまいります。

雨水排水対策については、適正管理に努め、引き続き安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

上水道事業については、昨年の江島送水管破損への対応と老朽管布設替工事を進め、安全な水道水の安定供給に取り組んでまいります。また、物価高騰への対応として水道基本料金減免事業を実施してまいります。

離島航路については、離島住民の生活に不可欠な航路として、その維持に国及び県と連携し、必要な支援を継続するとともに、離島航路運航船しまなぎの老朽化への対応に伴う新船建造については、令和

八年七月の就航に向けて離島航路運航事業者と連携し、着実に事業を推進してまいります。

町民バスについては、昨年度、地域住民や社会福祉協議会をはじめとする町内関係団体の方々に参加いただいたモビリティ研究会において、利用者の利便性向上及び外出しやすい環境づくりという観点からデマンド交通システムの導入が望ましいとの意見集約があったことから、令和九年度運行開始を目指し、関係機関との協議を進めてまいります。

鉄道については、仙台圏への通勤、通学や本町を訪れる観光客などの利便性が図られてきているところですが、今後も期成同盟会等を通じて、県や東日本旅客鉄道株式会社への要望活動を継続するとともに、JR石巻線の利用促進を図るため、SNSを活用した情報発信や鉄道利用者へのレンタサイクル利用料の半額助成など、引き続き県や関係団体と連携し、利用促進策を実施してまいります。

昨今の地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少や運転手不足など

の影響により非常に厳しい状況にあるものの、地域公共交通の維持確保は、本町においても重要な課題であることから、地域住民や関係機関と連携し、その維持を図るとともに、引き続き地域住民の利便性が向上するよう公共交通体系の構築を進めてまいります。

環境事業については、クリーンエネルギーの普及促進と省エネルギー対策として、太陽光発電システム設置補助事業に蓄電システム設置補助を新たに加え、住宅用高効率給湯器設置補助事業と合わせ、支援を継続するとともに、引き続き省エネルギー設備導入などへの支援メニューを検討してまいります。また、環境意識の高揚を図りながら地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、着実な効果が得られるよう公共施設の二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

ごみ処理事業については、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの一層の減量化、分別の徹底及びプラスチックごみ等の再資源化を推進するため、出前講座やSNS動画などを活用した住民への周知徹底と、新たな再資源化ルート構築を図るなど、事業者との連携を

強化しながら、循環型社会の形成に努めてまいります。また、クリーンセンター敷地内の環境保全、施設の維持管理にも努め、適正な運営を図ってまいります。

環境美化の推進は、引き続き町民総ぐるみの春と秋のクリーン作戦を軸として町民の意識を高めるとともに、各地区の積極的な美化活動やボランティア団体などが行う海岸清掃活動を支援してまいります。

不法投棄及び公害防止については、県と連携し、引き続き監視の強化を図り、未然防止や早期発見により、住民の生活環境の保全に努めてまいります。

町営住宅及び災害公営住宅の管理運営については、委託先の宮城県住宅供給公社と連携し、より一層適切な管理と増加傾向にある滞納家賃等の徴収強化に努めるとともに、空き住戸をお試し移住や地域おこし協力隊などの滞在场所として目的外使用できるよう、引き続き弾力的な活用に取り組んでまいります。また、公営住宅等長寿命化計画に基づき、今後も適正な供給を図り、住民の生活環境の向上に努めてまいります。

離半島地区の災害公営住宅においては、引き続き需要等を適切に見極めながら譲渡処分を進めてまいります。

災害援護資金貸付については、引き続き適正な償還管理に努めてまいります。

地域コミュニティについては、地域住民の連帯感の醸成と密接な関係構築を図るため、住民主体の地域活動が積極的に展開できる環境整備を支援し、幅広い世代が活躍できるコミュニティ形成を促進してまいります。

地区集会所については、旧針浜集会所の解体を行い、その他の集会所については、それぞれの行政区の意向を反映した建替え計画に基づき、順次整備を進めてまいります。

開業から十二年目を迎える温泉温浴施設「ゆぽっぽ」については、町民の健康増進と憩いの場として、施設内の衛生管理を徹底し、温泉設備の維持管理に努め、指定管理者と連携を図りながら、利用者に安心して親しまれる施設を目指してまいります。また、令和七年四月

に道の駅エリア拡大によるエリア内施設となったことから、商店街等との連携のもと、誘客効果を高める取組を一層進めることにより、交流人口の拡大を図り、施設の効果的活用を推進してまいります。

防災対策については、地域防災の中核的役割を担っている消防団の団員数が減少している現状に鑑み、女性団員や消防団OB等による機能別消防団員制度を活用し、消防後援会及び関係機関と連携しながら、団員の確保に努めてまいります。

また、地域防災力の充実・強化のため住民参加による総合防災訓練を継続的に実施するとともに、行政区等で実施される防災、避難訓練や講習会等の機会を通じ、防災上の課題に対し地域と共に解決策を検討しながら、防災対策の推進を図ってまいります。

さらに、地震時の住宅被害による事故の未然防止や軽減を図るため、令和七年度に見直した耐震改修促進計画に基づき、木造住宅耐震診断助成事業、木造住宅耐震改修工事助成事業及びブロック塀等除却事業の積極的な活用を促し、引き続き安心して定住できる環境づくりに

取り組んでまいります。

防犯及び交通安全については、関係機関や地域の方々との連携により、防犯パトロールや交通安全運動等を実施し、安全で安心なまちづくりを推進してまいります。また、交通安全に関する啓蒙活動や環境整備を実施し、交通死亡事故ゼロの継続に努めてまいります。

原子力防災対策については、国の「女川地域の緊急時対応」及び「女川町広域避難計画」をもとに、国、県、関係機関及び住民が合同で実施している原子力防災訓練を通じて検証を積み上げてきているところですが、防災対策に終わりはないという認識のもと、様々な取組を重ねることにより、絶えず検証と改善を図り、避難計画の実効性の向上に努めてまいります。

女川原子力発電所については、二号機の営業運転再開から一年が経過し、再開後初となる定期事業者検査が実施されているところです。事業者に対しては、現在の規制の枠組みにとどまることなく、最新の知見や技術を収集するなど、安全性の向上を目指した取組に努め、

より安全な発電所として、平時からの運営能力の向上を引き続き求めてまいります。また、発電所の状況等については、住民に分かりやすい情報提供に努め、地域との信頼関係の醸成が、より一層図られるよう強く求めてまいります。

本町としましても、国及び県との連携をより緊密にし、必要に応じて立入調査を実施するなど、継続して安全性を確認するとともに、住民に対する十分な説明と理解が得られるよう対応してまいります。

自治体DXの推進については、国のデジタル・ガバメント実行計画における自治体を取り組むべき事項等を取りまとめた自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、自治体フロントヤード改革や電子申請等の拡充を推進し、住民の利便性の更なる向上に取り組んでまいります。

また、庁内で利用しているデジタルツールを活用し、行政事務の効率化、業務改善及び職員のワークライフバランスの確保を継続して図るとともに、AIの導入検討やリモートワーク環境の整備を行い

つつ、デジタルツールの効果的な活用方法や新たなデジタル技術の情報収集し、行政サービス向上につなげてまいります。

なお、昨年度に実施した自治体情報システムの標準化・共通化については、戸籍の除票に係る業務を除き、新システムへの移行が完了しており、引き続き行政ネットワークの安定稼働に取り組んでまいります。

## 保健・医療・福祉

健康づくり対策については、引き続き第三次健康増進計画に基づき「町民みんなが健康で地域で元気に暮らせるまち」の実現を目指し、健康寿命の延伸に向けて、生活習慣病の発症予防及び重症化予防並びに心身ともに健康な食生活を実践できる環境整備に取り組んでまいります。

食育推進については、第四次食育推進計画に基づき、食に関する知識と食を選択する力を身に付けられるよう、各世代に応じた食育

活動を関係機関と連携して取り組んでまいります。

各種健診等については、疾病の早期発見及び早期治療につながるため、今年度新たに五十歳以上を対象とする胃内視鏡検診と健康増進法に基づいた女性を対象とする骨粗しょう症検診を実施してまいります。また、がん検診の大切さに加え、がんの知識や生活習慣病との関連について町民へ広く周知し、より多くの町民が受診しやすい検診実施体制の強化を図ってまいります。

地域福祉については、第三次地域福祉計画に基づき、町民が住み慣れた地域の中で、つながり合い支え合う人づくり・地域づくりを推進するとともに、町民が安心して暮らすための包括的な相談支援体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉については、第十次高齢者福祉計画に基づき、高齢者が地域や人とのつながりの中で生きがいを持ちながら心身ともにいきいきとした暮らしが継続できるよう、住民主体の社会参加と支え合いの仕組みを構築し、明るく元気な人づくりと地域づくりをより一層

推進してまいります。

介護保険事業については、第九期介護保険事業計画に基づき、適正な介護保険運営に取り組んでまいります。また、地域や関係機関等と連携し、介護予防、重度化防止と生活支援体制づくりを推進し、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケア体制の充実を図ってまいります。

児童福祉については、こども計画（第三期子ども・子育て支援計画）に基づき、子ども・若者が健やかに自分らしく成長し、ずっと幸せでいられるよう、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、働く保護者への支援として、保育所の土曜保育や子育て支援センターの土曜日開所及び一時預かり事業、放課後児童クラブの土曜日や長期休業期間中の開設を継続するなど、仕事と子育ての両立を支える事業を推進してまいります。さらに、放課後児童クラブにおいては、働く保護者の多様な働き方やライフスタイルに対応するため、令和八年度からお盆期間中を加えて開設してまいります。

その他にも新たな取組として、保育所等に入所していない六ヶ月

から三歳未満の子どもの通園支援事業であるいわゆる「こども誰でも通園制度」を子育て支援センター内で開始するほか、妊産婦や乳幼児の健康保持増進や全ての子どもと家庭に対し、子育てや虐待の予防的な対応等の相談窓口としてこども家庭センターを、健康福祉課内に設置いたします。

子育て中の保護者への経済的支援策としては、第三子以降の保育料の無償化や多子世帯、ひとり親世帯などへの町独自の保育料の軽減策も継続実施するとともに、高校生まで拡充している子ども医療費助成及び母子・父子家庭医療費助成制度を継続してまいります。

また、女川町立小中学校の給食費無償化に合わせて、保育所においても三歳未満児の給食費及び三歳以上児の副食費を無償化いたします。保小連携の取組については、保育士と小学校教諭が作成した「架け橋プログラム」を活用し、緊密な連携を図りながら、保育所から小学校への児童の円滑な接続を図ってまいります。また、認定こども園の整備については、令和七年度から工事に着手しており、令和八年度中

の完成、令和九年度の開園に向けて事業の推進を図ってまいります。さらに、保育所に通所する就学前の幼児に対し、小学校への接続を円滑化するため、基礎学習を支援する保育所幼児教育学習支援事業を継続してまいります。

障害者福祉については、第七次障害者計画、第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画に基づき、障害のある方の重度化や高齢化、「親なき後」を見据えた地域生活支援体制の運用、障害のある子の早期発見と療育支援に努めてまいります。また、多様な相談に対応する相談支援体制の充実を図り、住み慣れた地域で障害のある方が自立した生活を継続できるように支援してまいります。

国民健康保険事業については、都道府県単位化となり九年目を迎え、将来的な国保税率等の県内統一化を見据えながら、財政運営の責任主体である県と一層の連携を図るとともに、これまで同様、保健事業との連携のもと町民の健康保持増進に努めてまいります。

後期高齢者医療制度については、高齢者の保健事業と介護予防の

一体的実施をさらに推進し、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、健全な制度運営に努めてまいります。

地域医療センターについては、指定管理者と協調し、安定的な運営の下で必要な医療の提供を図るとともに、医療と介護の一体的施設として地域に根ざした包括的なサービスの充実に推進してまいります。

施設内の設備や医療機器等については、老朽度合いや耐用年数を精査するとともに、地域医療センターの将来的な移転も視野に計画的な修繕や更新を行い、安全かつ安定的な医療及び介護サービスの提供に努めるとともに、今後の地域医療の適切な在り方を検証してまいります。また、病児病後児保育事業を継続し、保護者の子育て及び就業の両立を支援するとともに、今後も保健福祉分野との連携を図り、町民の安心な生活を支える地域医療の提供に努めてまいります。

## 産業

水産業については、令和七年の地方卸売市場の水揚状況が、数量で

前年を約七千八百四十四トン上回る二万九千八十一トン、金額では前年を五千二百万円上回る七十六億四千九百八十六万円となりました。数量ではサバやギンザケ等が減少しましたが、サンマについては六百四十九トンとなり、前年から二千三百八十一トン増加し、三年間続いた大不漁から脱却する兆しが見えた一年となりました。金額においては、サンマとイワシは前年と比較し下落したものの、その他の魚種では魚価高の影響を受け、全体では増額となりました。

近年全国的な問題となっている漁獲不漁は、本町水産業界の業績にも大きな影響を及ぼしている状況となっております。

このため業績の回復に資するべく、漁船の受入態勢に万全を期すため、今般昨年度完成した南荷捌場を含めた市場施設の高度衛生管理や保全を鋭意行ってまいります。

漁船誘致対策については、漁船誘致促進協議会を中心に、魚市場、買受人協同組合等の関係団体と連携し、引き続き積極的に展開してまいります。

また、全国の買受人、消費者に向けて、安全で安心な「おながわ」の水産物をPRするとともに、販路の開拓、拡大支援に取り組むほか、高品質及び高付加価値によるブランド化を推進してまいります。さらに、人材育成に向けた取組に対しても、関係団体等と連携しながら引き続き支援してまいります。

漁港関係については、国の水産生産基盤整備事業を活用した万石浦漁港整備事業の完成など、漁港施設の保全に引き続き取り組んでまいります。

令和七年の沿岸漁業における県漁協女川町支所の水揚実績は、金額で七十九億円、数量で一萬六千トンとなり、ギンザケを中心に前年を上回る結果となりました。

海水温の上昇や自然災害等、漁業を取り巻く環境が深刻化する中で、安定した漁業経営を維持するためには、漁業共済への加入が一層求められる状況にあることから、更なる加入促進に向けて県漁協女川町支所と連携し、掛金に対する助成を継続してまいります。また、ホタテ

養殖業者を支援するため、価格高騰や供給不足が続くホタテ種苗の購入資金に対する利子補給の実行及び磯根資源の増産と保護を図るため、アワビ稚貝購入費用並びに密漁対策活動に対する助成を継続してまいります。大規模改修工事が完了する小型漁船船揚場の利用が再開されることから、これまでに以上に県漁協女川町支所と連携し施設の適切な運用管理に努めるとともに、利用者の利便性向上を図ってまいります。

海洋環境の変化への対応策の一環として、マサバの養殖試験事業を関係事業者と連携しながら実施してまいります。具体的には夏頃に稚魚を移入し、その後の養殖期間に応じた成長率等のモニタリングにより、本町海域における養殖種としての実現可能性について調査を実施してまいります。

農林業については、二ホンジカによる食害等が依然として続いていることから、猟銃による有害鳥獣駆除業務と民間団体が実施するわなによる有害鳥獣捕獲に対する補助を継続するほか、町民理解を

図るための啓発活動も継続してまいります。

森林整備については、木材の供給をはじめ、水資源のかん養、災害の防止、自然環境の保全などの観点から、本町の豊かな森林を未来へ引き継ぐため、森林環境譲与税を活用し、防鹿柵設置を計画的に進めながら伐採箇所における植樹の推進、人材育成、林業を推進する各種団体に対しての支援等を継続してまいります。

本町の森林を構成する樹木は、成熟した資源も多く、町有林、私有林の適正な森林整備が必要となっております。このような状況から、まず、町有林については、森林経営計画に基づき、人工林（スギやヒノキ）を対象とし、令和六年度からの五箇年計画に基づいて引き続き間伐、再造林などを進めてまいります。私有林については、高白地区を対象とした森林経営管理意向調査の結果に基づき、森林経営管理権集積計画を策定し、森林所有者から経営管理を受託した森林の切捨間伐を継続して推進してまいります。

また、木材搬出の利便性向上、災害に強い林道への改良を図るため、

令和七年度に被災した林道横浦線の早期復旧に努めるとともに、林道女川京ヶ森線の法面改良工事に着手いたします。さらに、県と連携して進めている林道女川北線整備は、本町北側に位置する重要な幹線ルートとなることから、早期の完了に向け推進してまいります。

松くい虫対策については、いまだ被害が収束しないことから、被害木の伐倒駆除を実施するとともに、併せて予防事業として空中散布事業を継続してまいります。

観光については、令和八年六月までに海業の推進に期する公共施設「ビジターバス」が供用開始となります。観光交流エリアの新たなコンテンツとして、道の駅や駅前商業エリアとの連携を図りながら、公民連携による観光誘致を推進してまいります。

道の駅おながわにおいては、近年増加傾向にある日帰り観光客に対し、各コンテンツ専用のツアー造成やイベント企画等、本町での滞在時間が増加するような取組について、道の駅おながわ連絡会と共に検討を進めてまいります。

また、「おながわみなど祭り」をはじめとするおながわ四季のまつりについては、町制施行百周年を記念して、各まつりのパワーアップを図り話題性を創出するとともに、更なる交流人口の増加や、観光関連施設の利用促進につなぎ、「人・まち・自然の豊かさ全てを楽しめる観光」を推進してまいります。

さらに、若者向けのファッションイベントやトレイルランニング大会の開催、バイクツアーの誘致等、民間企業や各種団体との協働事業にも力を入れ、町内の賑わい創出に向けて継続的に取り組んでまいります。

商工業については、依然として資材価格をはじめとした物価高騰の状況にあり、幅広い業種において厳しい経営が続いております。このことから、引き続きこれらの状況を注視しつつ、国及び県の支援制度の動向を踏まえながら、女川町商工会との連携のもと町内事業者に対し必要な支援を講じてまいります。さらに、商工業事業者の経営基盤強化に向けて、中小企業融資あっせん制度による支援を実施するほか、

女川町商工会が実施する地域商工業振興事業、後継者育成対策事業等への補助を継続するとともにDX化等による商工業者の経営力向上や販売力強化を推進してまいります。

なお、今年度においては町制施行百周年記念事業として、経済活性化商品券事業を再度実施することとしております。祝賀気運の醸成はもちろんのこと、地域内での消費を強力に喚起すること、町内事業者への経済効果と地域経済の好循環が生まれるものと期待しております。

創業者支援については、創業等支援事業の継続により、新規創業者、既存事業者の新分野進出、事業承継への後押しを行うとともに、商業エリアにおける景観形成の促進を図るため商店街景観形成創出事業も継続してまいります。

雇用対策としては、無料職業紹介所において町内企業の求人情報の提供を継続して行うとともに、ハローワーク石巻及び県と連携しながら町内の雇用促進に努めてまいります。

消費者行政については、特殊詐欺等の手口が年々多様化しており、中でもインターネットによる通信販売やSNS広告を通じた詐欺被害が全国的に増加しております。本町においても特殊詐欺被害を未然に防止するため、消費生活相談員による相談日を増加するとともに、消費者講座等の啓発活動を強化してまいります。

企業誘致については、石浜港湾埋立区域の産業用地の造成を進めるとともに、宮城県主催の企業誘致セミナーへの参加等による誘致活動の継続と、企業立地促進条例による奨励金の周知により、全国の企業に対し本町への立地を推し進めてまいります。

### 教育・文化・スポーツ

令和七年四月に改訂した女川町教育大綱（女川町教育振興基本計画）に基づき、本町が目指す子供の姿である「志を持って、未来を切り開いていく子供」の具現化を目指し、様々な教育活動を展開してまいります。

教育大綱では、各施策の基本方向を示し、それぞれの施策において重点的な取組事項を掲げておりますが、その中でも、特に重要な施策として「学びの土台づくり」、「教員の教科指導力向上」、「施設一体型小中一貫教育学校の特徴を生かした教育活動」に焦点化し、中・長期的な視点で評価しながら目標達成を図る、「重点施策ロードマップ」を作成し、取組を強化しております。

学びの土台づくりにおいては、「挨拶」、「清掃」、「後始末」ができる子供の育成と定着に向け、学校活動における取組を徹底するとともに、家庭や地域の協力連携も図りながら、引き続き推進してまいります。

学校教育において最も重要な役割を担う教員の授業力、指導力の向上においては、学力水準の高い先進地視察や外部講師を招いての研修会、校種や教科の枠を超えた授業研究等を継続するとともに、振り返りを教員間で共有し、互いの技術や手法の学び合いを推進してまいります。また、子供同士、子供と教員等が協働的に学ぶ授業を取り入れ、確かな学力の育成を図ってまいります。

今年度も子供の学力等に応じたきめ細やかな指導に資するため、補助教員の配置を継続してまいります。

本町の施設一体型の校舎の特徴を大いに生かし、小学校と中学校の教員が連携した指導のもとで、系統的、継続的な学びの場を今後も提供してまいります。さらに、子供の自己肯定感を高める取組の一つとして、地域の社会資源を活用した「女川生活実学」の活動を引き続き推進してまいります。

令和七年十一月に実施した女川小・中学校の自主公開においては、「協働的な学び」に視点を充てた授業づくりや、子供たちの活躍を広く発信することができました。

自主公開を一つの契機に、小・中学校のそれぞれの文化を大切にしながら、特色ある学校づくりに更に尽力してまいります。

カタール国との交流事業については、令和七年一月に、本町の中学生六名と教育長、教育局職員、学校教員、合わせて十一名が同国を訪問し、被災した本町への多大なる支援への感謝を伝えるとともに、女川

小・中学校の活動の様子を紹介し、日本文化を通じた交流活動等を行ってまいりました。令和八年度において第二回目を実施予定であります。前回の実施内容を改めて精査し、事業実施に生かしてまいります。引き続き関係機関等からの御支援、御指導を仰ぎながら、国際社会に貢献できる人材の育成を目指してまいります。また、今年度も日本の伝統、文化の尊重と国際理解、異文化への関心を高めるため、外国語指導助手を配置してまいります。

学校・家庭・地域社会との信頼関係の推進については、昨今のデジタル情報社会の中で、情報を正しく判断し、活用する能力の育成に努めてまいります。

防災・減災教育では、小・中学校の九年間を見通し、子供が「危険予測能力」、「危険回避能力」、「危険対処能力」を身に付けられるよう、発達段階に応じた系統性のある取組を行うとともに、今後とも関係機関、家庭や地域と連携しながら、子供の安全確保に努めてまいります。

特別な配慮を要する子供への教育の推進については、子供の特性等

に関する情報交換や一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細やかで適切な支援ができるよう配慮してまいります。また、石巻市特別支援教育共同実習所の利用を継続し、社会参加と自立の促進に努めるとともに、特別支援教育の理解・啓発につながる取組を推進してまいります。

不登校や心のケアを必要とする子供への対応については、子供が抱える悩みや相談に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーを各校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの配置を継続し、家庭や関係機関等と連携を図りながら、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めてまいります。さらに、「女川町子ども心のケアハウス」を中心に子供たちが安心して通える居場所を提供してまいります。

子供を育てる環境づくりでは、子供の健やかな成長の基盤である家庭が安心して子育てできるように、保護者の不安や負担の軽減に引き続き配慮してまいります。小学校入学前の子供の資質や能力を、小学校教育を通じて更に伸ばしていきたいよう、保小の教職員が子供の成長を

共有しながら、幼児教育と小学校教育との接続を一層推進してまいります。また、経済的な支援策として、令和八年度から小・中学校における学校給食の完全無償化を実施し、さらに、これまでの本町独自の教育支援制度も継続してまいります。

文化及び芸術活動の振興に当たっては、郷土の教育資源を活用しながら、郷土への愛着を育み、郷土の歴史等への関心を高める活動を推進するとともに、文化協会や文化芸術支援団体等と連携し、町民音楽会や芸術鑑賞会、町民文化祭などを通して、文化や芸術に触れ、楽しめる環境づくりにも今後努めてまいります。

文化財の活用推進については、保存・保護に努めながら、江島法印神楽など、無形文化財の普及・伝承活動団体への支援を継続し、女川小・中学校と連携して、その伝承活動に取り組んでまいります。

図書館事業については、より親しみやすい図書館を目指し、読書を推進するための様々な企画を展開するとともに、利用者の増加につながるよう、図書館資料の充実、検索システムの整備を行い、読書環境

の向上に一層努めてまいります。

充実したスポーツライフの推進のために、各世代における体力づくり事業を実施するとともに、スポーツ団体等と連携しながら、町民が身近で、積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してまいります。また、総合運動場及び女川スタジアム公園の指定管理者と連携し、今後もよりよい施設運営に努めてまいります。

新たな社会教育施設の整備については、令和九年度の開設に向けて、引き続き確実な進捗を図ってまいります。

予算の要旨については以上のとおりですが、令和八年度一般会計の予算案規模は百二十六億八千六百万円で、令和七年度と比較し、十三億八千百万円、十二・二パーセントの増となっております。これは、旧女川第一小学校跡地に整備する社会教育施設建設事業等の普通建設事業費の増のほか各種事業の減によるものであります。

地方卸売市場特別会計は、九千五百九十二万五千円で、令和七年度と比較し、二億三千九百七十二万八千円、七十一・四パーセントの

減となっており、これは、仮設荷捌場の解体、南荷捌場の整備完了に伴う工事請負費の減が主なものであります。

国民健康保険特別会計は、七億八千七百七万円で、令和七年度と比較し、五千百二十八万八千円、六・一二パーセントの減となっております。これは、保険給付費の減が主なものであります。

後期高齢者医療特別会計は、一億二千五百二十四万円で、令和七年度と比較し、九十九万八千円、〇・七九パーセントの減となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金の減が主なものであります。

介護保険特別会計は、九億千八百三十七万三千円で、令和七年度と比較し、千六百七十七万二千元、一・八六パーセントの増となっております。これは、居宅介護サービスの利用者や介護予防サービスの利用者の増が主なものであります。

上水道事業会計は、収益的収支の収入が六億八千五百二十六万六千円で、令和七年度と比較し、六千九百七十七万四千元、十一・三四パーセン

トの増、支出が七億五千五十五万八千円で、八千四百五十万八千円、十二・六九パーセントの増となっております。資本的収支の収入が六億八千七百四十九万八千円で、令和七年度と比較し、四億七千四百八十一万二千元、二百二十三・二五パーセントの増、支出については、六億八千八百四十二万三千元で、四億五千六百三十二万千元、百九十六・六〇パーセントの増となっております。これは、鷺神浄水場高度処理設備新設工事等の建設改良費の増が主なものであります。

下水道事業会計は、収益的収支の収入が六億四千二百六十一万三千元で、令和七年度と比較し、四千八百三十八万九千元、八・一四パーセントの増、支出が七億八千二百七十七万円で、九千六百六十万九千元、十四・〇八パーセントの増となっております。資本的収支の収入が二億九千三百五十七万九千元で、令和七年度と比較し、二千百九十八万円、八・〇九パーセントの増、支出については、二億九千三百六十五万二千元で、二千百八十六万三千元、八・〇四パーセントの増となっております。これは、流域下水道建設負担金の増が主なものであります。

以上、町政各般にわたり令和八年度の施政の概要と当初予算の提案理由を申し述べましたが、町制施行百周年という大きな節目の年に、ふるさと女川の更なる発展に向け各種施策、事業を展開し、引き続き全力を傾注して町政の運営に当たってまいりますので、議員各位をはじめ町民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については、予算審査特別委員会の中で担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

令和八年度主要事業（※は、新規事業）

生活環境

町民バス運行委託料

五一、二〇〇千円

※デマンド交通システム導入委託料

一七、五四二千円

離島航路補助金	七〇、五八二千元
離島航路新船建造費補助金（債務負担行為分）	一一、六三一千元
定住促進事業補助金	四〇、六五〇千元
造成宅地擁壁整備工事補助金	五、〇〇〇千元
民間賃貸住宅空室支援金	一一、四二四千元
空き家バンク活用促進奨励金	一、一〇〇千元
離島航路事業円滑化対策資金貸付金	一一六、七〇〇千元
地区自治活動事業補助金	一一、六八〇千元
※針浜集会所解体工事	五、五〇〇千元
女川温泉指定管理料	五三、〇〇〇千元
活動人口創出促進事業委託料	三七、七一四千元
太陽光発電システム等設置補助金	四、五〇〇千元
漂着廃棄物収集運搬処分業務委託料	三、〇〇〇千元
広域衛生施設負担金	二三、〇六四千元
広域焼却施設負担金	七九、四二四千元
一般廃棄物収集運搬業務委託料	四〇、一八三千元

資源物選別処理作業等業務委託料	一五、二一七千円
下水道事業会計（浄化槽分）補助金	七、三八一千円
上水道事業会計補助金	二六七、四四二千円
上水道事業一時貸付金	四〇〇、〇〇〇千円
ブロツク塀等除却事業補助金	三、七五〇千円
被災宅地復旧工事等補助金	二、〇〇〇千円
道路維持管理業務委託料	三〇、〇〇〇千円
道路除雪融雪作業委託料	二〇、〇〇〇千円
町道植木管理業務委託料	五、八七三千円
道路維持補修工事	一三、〇〇〇千円
道路新設改良工事	九四、〇〇〇千円
小河川維持管理業務委託料	一〇、〇〇〇千円
下水道事業会計補助金	二八八、〇〇九千円
下水道事業一時貸付金	七〇、〇〇〇千円
下水道事業会計（雨水処理）負担金	八八、七四七千円
公営住宅等管理業務委託料	一〇二、九九一千円

広域消防費負担金	二五一、八〇八千円
小型動力ポンプ付積載車購入代	三二、一九五千円

保健・医療・福祉

※福祉関連計画策定支援業務委託料	六、四四六千円
------------------	---------

高齢者福祉・介護保険計画策定支援業務委託料	五、九一三千円
-----------------------	---------

社会福祉協議会補助金	四四、五〇九千円
------------	----------

地域活動支援センター事業費補助金	一一、四六〇千円
------------------	----------

障害者総合支援法介護給付費事業等扶助費	二〇二、五八八千円
---------------------	-----------

国民健康保険特別会計	七八七、〇七〇千円
------------	-----------

敬老祝金	一三、一五四千円
------	----------

老人保護措置費	九、四二四千円
---------	---------

介護保険特別会計	九一八、三七三千円
----------	-----------

後期高齢者医療特別会計	一二五、二四〇千円
-------------	-----------

後期高齢者医療療養給付費負担金	八四、七〇二千円
-----------------	----------

地域福祉センター等管理費	一八、六九七千円
--------------	----------

放課後児童クラブ運営業務委託料

一〇、八二〇千円

病児病後児保育事業費補助金

一二、二六〇千円

児童措置費

九五、八二〇千円

子ども及び心身障害者医療対策費

三四、三九九千円

保育所費

九〇九、五二九千円

子育て支援センター管理費

一〇、六五四千円

各種検診委託料（母子保健健康診査委託料含む）

二三、〇六一千円

予防接種委託料

三三、二四六千円

休日急患当番医事業委託料

六、六九〇千円

医療用機器購入費

三八、三九〇千円

政策的医療交付金

二〇〇、〇〇〇千円

石巻市夜間急患センター運営費負担金

五、九三四千円

産業

有害鳥獣駆除委託料

八、八〇〇千円

有害鳥獣捕獲事業補助金

四、〇五四千円

松くい虫伐倒駆除衛生伐業務委託料（立木駆除、空中散布含む）

町有林間伐業務委託料

一七、五四七千円

森林整備業務委託料

二三、一〇〇千円

林道維持管理業務委託料

一〇、二三〇千円

林道女川北線整備事業負担金（債務負担行為分）

九、〇〇〇千円

女川町漁業共済加入促進事業補助金

一九、九一〇千円

※沿岸漁業振興対策事業費（養殖試験事業）

漁港維持補修工事

一三、四四〇千円

漁港改良工事

三〇、〇〇〇千円

地方卸売市場特別会計

一〇、〇〇〇千円

まちなか交流館指定管理料

九五、九二五千円

女川町商工会補助金

三四、四七四千円

中小企業融資資金（一般枠・特別枠）預託金

一六、〇〇〇千円

観光誘致事業業務委託料

五一、四〇〇千円

出島観光設備等管理業務委託料

一八、五二四千円

二、五三七千円

海岸広場指定管理料	一二、一〇〇千円
おながわ四季のまつり補助金	六一、〇〇〇千円
マツシユパークイェント開催負担金	五、〇〇〇千円
女川町観光協会補助金	一四、〇八九千円
企業立地促進奨励金	一七八、六八二千円

教育・文化・スポーツ

※女川っ子学び・体験・リーダー育成包括事業業務委託料

学習塾代等支援事業補助金	一六、九〇〇千円
高等学校等通学費等補助金	一四、八八〇千円
奨学金貸付金	七、一〇七千円
心のケアハウス事業費	一三、〇八〇千円
学校管理費（小学校・中学校）	一二、三一〇千円
外国語指導助手派遣事業委託料（小学校・中学校）	八一、七七二千円
通学バス運行委託料（小学校・中学校）	九、九八〇千円
	五四、〇三二千円

修学旅行費支援補助金（小学校・中学校）

三、四三八千円

被災児童・生徒就学援助費

五、六二三千円

町民音楽会業務委託料

一五、六〇〇千円

社会教育施設新築事業（施工監理業務含む）

一、五六二、四四〇千円

勤労青少年センター管理費

一二、七八五千円

生涯学習センター管理費

三一、二一九千円

総合運動場及び女川スタジアム公園指定管理料

八一、二一一千円

### その他

議員年金給付費負担金

九、四九四千円

公文書管理改善業務委託料

一六、五一五千円

庁舎警備宿日直業務委託料

一八、八七六千円

公式ウェブサイト管理業務委託料

六、〇四〇千円

地域おこし協力隊員謝礼

八六、二二二千円

地域おこし協力隊募集等業務委託料

七、二九三千円

移住・定住支援業務委託料

七、二六〇千円

地域おこし協力隊員活動費補助金

四四、三三二千円

地域おこし協力隊起業等活動費補助金

一七、〇〇〇千円

庁内システム運用管理委託料

二一、七八〇千円

宅地分譲等管理費

七、三六五千円

※災害情報表示盤設置工事

一七、〇〇〇千円

災害対策費（災害情報表示盤設置工事除く）

七二、三一六千円

町制施行百周年記念事業（主な事業）

※町制施行百周年記念式典運営業務委託料（債務負担行為分）

六、六〇〇千円

※音楽イベント制作運営業務委託料

六六、〇〇〇千円

※町制施行百周年記念地域活動交付金

二一、〇〇〇千円

※町制施行百周年記念町民提案事業補助金

三、〇〇〇千円

※経済活性化商品券事業負担金

一三〇、五〇〇千円